

さくら市空き家バンクリフォーム補助金

交付申請の手引き

令和8年4月

栃木県さくら市

《 目 次 》

1. 補助金の概要	1
2. 補助の対象者	1
3. 補助の条件等	2
4. 補助金の額	3
5. 改修工事の種類	4
6. 申請期間	5
7. 提出書類	6
8. 注意点	7
9. 補助金交付等の流れ	8

1. 補助金の概要

さくら市内にある空き家等を有効に活用し、移住及び定住の促進による本市の活性化を図るために設置された「さくら市空き家等情報バンク」の利用促進を目的に、登録された空き家の改修等に要する費用の一部を補助するものです。

2. 補助の対象者

改修工事を実施しようとする者で、以下の全てに該当するもの。

(1) さくら市空き家等情報バンクに登録された空き家の購入者

※ 3親等以内の親族間の売買を除きます。

(2) 売買契約日の前1年間に本市の住民基本台帳に登録されていないこと（市外移住者）、又は18歳未満の子を有する世帯（子育て世帯）であること。

(3) 住所を異動した日から10年以上居住すること。

(4) 申請者に国税・市税の滞納がないこと。

(5) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

3. 補助の条件等

以下の全てに該当すること。

(1) さくら市空き家等情報バンクに登録された住宅または併用住宅であること。

※併用住宅の場合は、補助対象は住居部分に限ります。

(2) 居住の用に供する部分に係る安全性、居住性又は機能性の維持や向上のために行う、修繕、補強、間取りの変更等の改修工事であること。

(3) 市内に本社、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が実施するものであること

(4) 改修工事に要する費用が20万円以上（税込）であること。

(5) 他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(6) 申請した年度内に改修工事、支払い等を完了の上、実績報告書等を提出すること。

(7) 法令に違反しない改修工事であること。

4. 補助金の額

以下の（１）、（２）いずれかの条件に基づき算定された額となります。

（１）市外移住者の場合

①補助率

工事費等の２分の１（１,０００円未満の端数は切り捨て）

②限度額

５０万円

※立地適正化計画の誘導区域内は７０万円

（２）子育て世帯の場合

①補助率

工事費等の３分の２（１,０００円未満の端数は切り捨て）

②限度額

１００万円

※立地適正化計画の誘導区域内は１２０万円

5. 改修工事の種類

リフォーム工事

台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の生活するために必要な改修等に要する経費

《対象となるリフォーム工事の例》

・基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
・間取りの変更等の模様替えを行う工事
・屋根、外壁、天井、内壁、床、外建具等の断熱改修工事
・バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等）
・屋外修繕工事（バルコニー、雨どい等）
・屋内修繕工事（壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等）
・設備改修（システムキッチン、洗面台、トイレ等）
・給排水管の修繕工事

《対象とならないリフォーム工事の例》

・新築工事
・設計費、確認申請手数料等
・併用住宅の居住以外の部分のリフォーム
・物置、車庫、カーポート等の工事
・造園、門扉、塀、ウッドデッキなどの工事
・植樹、剪定等の植栽工事
・下水道接続、合併処理浄化槽工事
・電話、インターネットなどの配線工事
・アンテナ設置等の工事
・給湯器の設置工事
・太陽光発電、太陽熱利用設備の設置工事
・雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事
・家電製品設置工事（エアコン、照明器具等）
・暖房器具等の設置
・家具、調度品の購入・設置

・防犯カメラ・ライト等の設置工事
・ガスコンロ、IH（電磁）調理器のみの設置、入れ替え
・網戸の設置、張替え
・カーテン、ブラインドの設置
・防災、消防設備・用品の設置工事（火災報知器、ガス警報器等）

6. 申請期間

売買契約を締結した日（売買の同意が書面により得られた日）から2年を経過する日まで。

7. 提出書類

《 申請時 》

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象空き家の売買契約書の写し
- (3) 売買契約締結日の前1年の間に本市の住民基本台帳に記録されていないことを証する書類（住民票や戸籍附票等）

※子育て世帯は不要
- (4) 補助対象工事に係る見積書及び明細書（併用住宅にあっては居住部分）の写し
- (5) 補助対象空き家の位置図（付近見取図）
- (6) 補助対象空き家の外観及び施工予定個所の写真
- (7) 申請者に係る国税納税証明書（その3 所得税・相続税・贈与税・消費税）及び市税完納証明書
- (8) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

《 完了時 》

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 補助対象工事の完了後の写真
- (4) 世帯全員分の住民票の写し（本籍及び続柄が入ったもの）
- (5) 建物及び土地の登記全部事項証明（未登記家屋にあつては所有者を証明する書類）
- (6) その他市長が必要と認める書類

8. 注意点

- ・補助金の交付は、1申請者につき1回限り、かつ、1住宅につき1回限りとなりますので、改修等の内容は十分ご検討ください。
- ・申請内容等を審査するに当たり、現地確認をする場合があります。
- ・申請内容を変更する場合や改修等を中止しようとする場合は、事業変更等承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受ける必要があります。
- ・要綱第11条第3項に掲げる軽微な変更の場合は、承認は不要となりますが、工事完了前までに事業変更届（様式第8号）を提出してください。
- ・改修等に係るトラブルに関して、市では一切関与できません。

9. 補助金交付等の流れ

